

諮詢序：外務大臣

諮詢日：令和7年5月2日（令和7年（行情）諮詢第516号及び同第517号）

答申日：令和7年12月19日（令和7年度（行情）答申第733号及び同第734号）

事件名：特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書4」、「文書5」、「文書8」、「文書9」、「文書11」、「文書26」、「文書27」、「文書29」、「文書32」、「文書35」、「文書36」、「文書41」、「文書47」、「文書48」、「文書61」、「文書66」ないし「文書75」、「文書78」、「文書80」ないし「文書83」、「文書86」、「文書89」、「文書90」、「文書92」ないし「文書95」、「文書98」、「文書99」、「文書102」、「文書104」ないし「文書106」、「文書108」、「文書110」及び「文書112」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を開示とした各決定について、諮詢序がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年11月15日付け情報公開第02568号及び同第02569号（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った各一部開示決定について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分は開示すべきである。

(2) (略)

第3 質問序の説明の要旨

1 原処分1（令和7年（行情）質問第516号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和3年9月16日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書1の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、最終の決定として113件の文書を特定し、67件を開示、46件を部分開示とする決定を行った（原処分1）。これに対し、審査請求人は、令和3年11月22日付けで、一部に対する不開示決定の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の2に掲げる113件（原文ママ）である。

(3) 不開示とした部分について

ア 文書26、文書29（番号2以外の不開示部分）、文書89、文書90（番号2以外の不開示部分）、文書92（番号2以外の不開示部分）、文書95、文書102、文書104、文書105、文書110は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号に該当し、不開示とした。

イ 文書4、文書5、文書9、文書27、文書29（1頁本文2行目）、文書32、文書35、文書41、文書47、文書48、文書61、文書66ないし文書75、文書78、文書80ないし文書83、文書86、文書90（1頁目）、文書92（1頁目）、文書93、文書98、文書99は、公にしないことを前提とした我が国政府部内の対処方針の検討に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした。

ウ 文書8、文書11、文書36、文書94、文書106、文書108、文書112は、情報提供者の氏名・所属等、個人の識別につながる情報、又は、相手国関係機関との関係の有無に関する情報であって、公にすることにより、他国との信頼関係を損なうおそれ及び今後情報提供者からの協力を得ることが困難になり事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し、不開示とした。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取り消し」を求めておりが、処分庁は、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、そ

の一部が上記（3）のとおり同条各号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、審査請求人の主張には理由がない。（略）。

（5）結論

上記の論拠に基づき、諮問序としては、原処分1を維持することが妥当であると判断する。

2 原処分2（令和7年（行情）諮問第517号に係るもの）

（1）経緯

処分序は、令和3年10月12日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書2の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、最終の決定として113件の文書を特定し、67件を開示、46件を部分開示とする決定を行った（原処分2）。これに対し、審査請求人は、令和3年11月22日付けで、一部に対する不開示決定の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

（2）本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の2に掲げる113件（原文ママ）である。

（3）不開示とした部分について

上記1（3）と同旨。

（4）審査請求人の主張について

上記1（4）と同旨。

（5）結論

上記の論拠に基づき、諮問序としては、原処分2を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|------------|---|
| ① 令和7年5月2日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第516号及び同第517号） |
| ② 同日 | 諮問序から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 同年6月4日 | 審議（同上） |
| ④ 同年12月15日 | 令和7年（行情）諮問第516号及び同第517号の併合、本件対象文書の見分並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分序は、本件対象文書を含む文書を特定し、本件対象文書の一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めている。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、改めて検討した結果、別紙の3に掲げる部分については新たに開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）別表の番号1に掲げる部分について

当審査会において当該部分を見分したところ、特定の個人の氏名が記載されていることが認められる。当該部分は法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するものと認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（2）別表の番号2に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、尖閣諸島に関する中国人留学生らによるデモに係る我が国の個別・具体的な分析・評価並びに我が国の検討内容、対処方針及び具体的な対応振りが記載されている。これらを公にすることにより、我が国情報関心及び情報収集能力等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、外務省の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国安全が害されるおそれがあるとともに、中国との外交交渉を行う際に支障を来すおそれがあるため、不開示とした。

イ 当該部分を公にすると、国安全が害されるおそれがあるとともに、中国との外交交渉上支障を来すおそれがあるとする上記アの説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（3）別表の番号3に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして
諮詢庁に確認させたところ、諮詢庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、情報提供者より内々に入手した情報の入手経路及び
当該情報提供者を推察する手掛かりとなり得る情報が記載されてい
る。当該部分を公にすることにより、外務省の情報入手経路及び情
報収集手段の一端が推察され、悪意を有する相手方による情報操作
ないし情報かく乱を容易にさせる可能性があるなど、国の安全が害
されるおそれがあるため、不開示とした。

イ 当該部分を公にすると、国の安全が害されるおそれがあるとする上
記アの諮詢庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、公にすることにより、国の安全が害され
るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があ
ると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断
するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは
ない。

4 付言

本件は、審査請求から諮詢までに約3年が経過しており、諮詢庁の説明
を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいひ難く、また、審査
請求の趣旨及び理由に照らしても、諮詢を行うまでに長期間を要するもの
とは考え難い。

諮詢庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理
に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号、
5号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、諮詢庁が
なお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び3号に該当すると認
められるので、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示と
することが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

- (1) 本件請求文書1（令和7年（行情）諮問第516号に係るもの）
情報公開第01910号（2021-00344）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て。
- (2) 本件請求文書2（令和7年（行情）諮問第517号に係るもの）
情報公開第01908号（2021-00266）で（原文ママ）追加的に開示決定等を行う予定の文書全て。

2 本件対象文書

- 文書4 せん閣諸島（第22号）
文書5 せん閣諸島（第249号）
文書8 センカク列島に関するデモ計画（第131号）
文書9 センカク列とう（第173号）
文書11 在米中国人学生団体のデモ計画（第141号）
文書26 センカク諸島問題に関する当地学生の動き（観測）（第260号）
文書27 セン閣諸島（第903号）
文書29 センカク諸島問題（在米中国人の動き）（第1039号）
文書32 せん閣諸島（第43号）
文書35 せん閣諸島（具申）（第39号）
文書36 センカク諸島問題に対するデモ（第94号）
文書41 せん閣諸島（第116号）
文書47 せん閣諸島（第102号）
文書48 セン閣諸島（第255号）
文書61 尖閣諸島問題に関する中国人学生の抗議デモ（第8号）
文書66 尖閣諸島（合第1954号）
文書67 尖閣諸島（合第1955号）
文書68 尖閣諸島（合第1964号）
文書69 尖閣諸島（合第2089号）
文書70 尖閣諸島（合第2090号）
文書71 尖閣諸島（米側声明）（合第2106号）
文書72 尖閣諸島（米側声明）（合第2211号）
文書73 尖閣諸島（米側声明）（合第2213号）
文書74 尖閣諸島（合第2182号）
文書75 尖閣諸島（合第2183号）、ほか
文書78 尖閣諸島（合第2358号）

- 文書 8 0 尖閣諸島（具申）（合第 2367 号）
- 文書 8 1 尖閣諸島（合第 2368 号）
- 文書 8 2 尖閣列島（合第 2369 号）
- 文書 8 3 尖閣諸島（合第 2370 号）
- 文書 8 6 尖閣諸島（合第 2391 号）
- 文書 8 9 尖閣諸島に関する中国人学生の抗議デモについて（第 124 号）
- 文書 9 0 尖閣諸島に関する抗議について（第 401 号）
- 文書 9 2 尖閣諸島に関する在比中国人学生の陳情（第 392 号）
- 文書 9 3 尖閣諸島に関する在比中国人学生の陳情（比第 473 号）
- 文書 9 4 尖閣諸島をめぐる在米中国人学生団体のデモ（紐育第 421 号）
- 文書 9 5 尖閣諸島をめぐる在米中国人学生団体の動き（報告）（紐育第 442 号）
- 文書 9 8 尖閣諸島に関する国民大会代表の「連合声明書」送付（台第 246 号）
- 文書 9 9 尖閣諸島問題に関する張群秘書長の書簡について（桑総第 281 号）
- 文書 102 尖閣諸島問題（南カリフォルニア在住中国人よりの抗議文）（政第 1887 号）
- 文書 104 尖閣諸島の日本領有に反対する中国人の抗議書（政第 2790 号）
- 文書 105 渡辺中国課長代理殿（46.4.3）
- 文書 106 尖閣列島問題に関する当地国民党の態度および米国行動委員会のビラ等の入手（香港第 611 号）
- 文書 108 尖閣諸島に関するデモと背景（情報）（香港第 674 号）
- 文書 110 当地文教界の尖閣問題声明署名者の背景（香港第 705 号）
- 文書 112 日貨排斥パンフレットの送付（香港第 707 号）

3 諧問序が新たに開示する部分

文書 110 の 14 頁目

別表（原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書26、文書29（番号2以外の不開示部分）、文書89、文書90（番号2以外の不開示部分）、文書92（番号2以外の不開示部分）、文書95、文書102、文書104、文書105、文書110	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とした。	法5条1号
2	文書4、文書5、文書9、文書27、文書29（1頁目本文2行目）、文書32、文書35、文書41、文書47、文書48、文書61、文書66ないし文書75、文書78、文書80ないし文書83、文書86、文書90（1頁目）、文書92（1頁目）、文書93、文書98、文書99	公にしないことを前提とした我が国政府部内の対処方針の検討に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。	法5条3号、5号
3	文書8、文書11、文書36、文書94、文書106、文書108、文書112	情報提供者の氏名・所属等、個人の識別につながる情報、又は、相手国関係機関との関係の有無については、公にすることにより、他国との信頼関係を損なうおそれ及び今後情報提供者からの協力を得ることが困難になり事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法5条3号、6号